

福山市立戸手小学校 PTA 規約細則

- 第 1 条 学級委員・専門委員の選出は次の通りとする。
- 1 当該学年の 4 月の話し合いで委員の選出をする。ただし、学年・学級を重複して委員になることはできない。
 - 2 話し合いに参加できない場合は委任状を提出し、結果について異議を申し述べない。
 - 3 子ども会育成会長は、当該年度の学級委員・専門委員の被選挙権はない。
- 第 2 条 各部の構成は次の通りとする。
- 1 規約第 1 4 条の 1 の研修部は、学級委員の 2 名とこの部に所属した学校委員をもって構成する。
 - 2 規約第 1 4 条の 2 の事業部は、専門委員の 1 名をこの部に所蔵した学校委員をもって構成する。
 - 3 規約第 1 4 条の 3 の広報部は、専門委員の 1 名をこの部に所属した学校委員をもって構成する。
 - 4 規約第 1 4 条の 4 の校外生活部は、各班から選出された地域委員とこの部に所属した学校委員をもって構成する。
 - 5 規約第 1 4 条の 5 の女性部は、会長から委嘱された部長とその部長から委嘱された委員によって構成する。
- 第 3 条 各部の主たる活動内容は次の通りとする。
- 1 研修部（サークル部）
◎心豊かな児童育成のために、人としてあるべき姿を求める研修を推進する。
 - (1) 会員研修（研修会・講演会）
 - (2) 授業参観・人権に視点をあてた学級懇談会の推進
 - (3) 研修会・講演会等への参加推進、視察研修
 - (4) PTC 活動の充実
 - (5) PTA 図書の実用と会員の読書推進
 - 2 事業部
◎教育環境の整備を目指して、保護者間の連携と親睦を図る事業活動を推進する。
 - (1) 学校施設整備への協力
 - (2) 環境整備への協力
 - (3) 研修会・講演会等への参加推進
 - (4) その他
 - 3 広報部
◎児童や P T A 活動の状況を把握し、広報活動を推進する。
 - (1) P T A 広報「とで小」の発行及び HP の作成、更新
 - (2) 広報活動のための取材及び研修
 - (3) 資料の記録と保存
 - (4) 研修会・講演会等への参加推進
 - (5) その他
 - 4 校外生活部
◎児童の健全育成を目指して、研修と活動を推進する。
 - (1) 育成会と連携を密にし、校外生活の推進
 - (2) 交通安全とあいさつ運動の推進
 - (3) 環境整備への協力
 - (4) 研修会・講演会等への参加推進
 - (5) その他
 - 5 女性部
◎母親の役割に関する諸問題を研修する。
 - (1) 母親同士の親睦
 - (2) 他の部会への協力
 - (3) サークル活動の推進
 - (4) 研修会・講演会等への参加推進
 - (5) その他
- 第 4 条 本規約は昭和 4 1 年 4 月 1 日から実施する。

1 9 8 4 年（昭和 5 9 年） 1 月 2 2 日改正
1 9 8 9 年 1 月 2 4 日改正
1 9 8 9 年 1 1 月 2 日改正
2 0 0 0 年 4 月 2 6 日改正
2 0 0 3 年 4 月 2 4 日改正
2 0 1 9 年 4 月 2 5 日改正
2 0 2 1 年 1 1 月 2 0 日改正